

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中部地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

|                               |     |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 7 件 |
| 国民年金関係                        | 3 件 |
| 厚生年金関係                        | 4 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの          | 8 件 |
| 国民年金関係                        | 4 件 |
| 厚生年金関係                        | 4 件 |

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年6月までの期間及び同年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から同年6月まで  
② 昭和60年10月から61年3月まで

昔のことなので国民年金保険料の納付の詳細は覚えていないが、当時は自営業をしていたので、夫婦のどちらかが二人分の保険料を一緒に金融機関で納付していたと思う。少し遅れて保険料を納付していたこともあったと思うが、きちんと納付していたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①は3か月、申立期間②は6か月と共に短期間である上、申立人夫婦は、国民年金加入期間において、申立期間①及び②を除き国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったものとみられる。

また、申立人夫婦は、夫婦のどちらかが二人分の国民年金保険料を一緒に金融機関で納付し、少し遅れて保険料を納付していたこともあったと思うとして、オンライン記録及びA市の納付データ明細表によると、i) 夫婦の保険料の納付年月日が確認できる期間については、納付年月日が一致していること、ii) 夫婦共に、申立期間①直前及び申立期間②直後の期間の保険料は現年度保険料として納付されていること、iii) 夫婦共に、申立期間①直後であり、申立期間②直前の期間である昭和60年7月から同年9月までの保険料は過年度保険料として遡って納付されていることが確認できる。これらのことから、申立人夫婦の主張に矛盾する点は見受けられないほか、申立人夫婦は、申立期間①及び②当時、生活状況に変化は無かったとしており、納付意識の高かった申立人夫婦が、申立期間①及び②の保険料も納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年6月までの期間及び同年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から同年6月まで  
② 昭和60年10月から61年3月まで

昔のことなので国民年金保険料の納付の詳細は覚えていないが、当時は自営業をしていたので、夫婦のどちらかが二人分の保険料を一緒に金融機関で納付していたと思う。少し遅れて保険料を納付していたこともあったと思うが、きちんと納付していたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①は3か月、申立期間②は6か月と共に短期間である上、申立人夫婦は、国民年金加入期間において、申立期間①及び②を除き国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意識は高かったものとみられる。

また、申立人夫婦は、夫婦のどちらかが二人分の国民年金保険料を一緒に金融機関で納付し、少し遅れて保険料を納付していたこともあったと思うとして、オンライン記録及びA市の納付データ明細表によると、i) 夫婦の保険料の納付年月日が確認できる期間については、納付年月日が一致していること、ii) 夫婦共に、申立期間①直前及び申立期間②直後の期間の保険料は現年度保険料として納付されていること、iii) 夫婦共に、申立期間①直後であり、申立期間②直前の期間である昭和60年7月から同年9月までの保険料は過年度保険料として遡って納付されていることが確認できる。これらのことから、申立人夫婦の主張に矛盾する点は見受けられないほか、申立人夫婦は、申立期間①及び②当時、生活状況に変化は無かったとしており、納付意識の高かった申立人夫婦が、申立期間①及び②の保険料も納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から同年8月まで

私の国民年金保険料は、父親が町内会で納付してくれていたはずなのに未納とされている期間がある。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、申立人及びその両親の保険料を納付したとする父親については、国民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳に到達するまでの国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、父親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金受付処理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は申立期間の終期の前月である昭和55年7月28日にA町（現在は、B市）において払い出されており、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、この頃に初めて行われたものとみられ、この加入手続の際に、54年2月21日（厚生年金保険被保険者資格を喪失した日）を国民年金の被保険者資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、父親は申立期間の国民年金保険料を現年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、国民年金被保険者台帳及びA町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間直前の昭和54年2月から55年3月までの国民年金保険料は、過年度保険料として同年9月29日に遡って納付され、申立期間直後の同年9月の保険料は現年度保険料として56年4月18日に遡って納付されていることが確認できることから、父親は、当時、申立人に係る保険料の未納の解消に努めてい

たことがうかがわれる。

加えて、B市によると、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付方法を町内扱いとして希望した場合は、1年度分の納付書を町内会に渡しており、年度当初の昭和55年4月の保険料から遡って町内会に納付することは可能であったとしていることから、納付意識の高かった父親が申立人に係る同年9月の保険料と同様に、申立期間の保険料を現年度保険料として納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は1万6,000円、申立期間②は12万7,000円、申立期間③は17万9,000円、申立期間④及び⑤は16万1,000円、申立期間⑥は14万7,000円、申立期間⑦は16万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月20日  
② 平成17年7月20日  
③ 平成17年12月20日  
④ 平成18年7月20日  
⑤ 平成18年12月20日  
⑥ 平成19年7月19日  
⑦ 平成19年12月20日

A社において、平成16年12月、17年7月、同年12月、18年7月、同年12月、19年7月及び同年12月の賞与の記録が無いので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳の写し、銀行から提出された「お取引明細票」及び複数の同僚から提出された賞与支払明細書から判断して、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（申立期間①は1万6,000円、申立期間②は12万7,000円、申立期間③は17万9,000円、申立期間④及び⑤は16万1,000円、申立期間⑥は14万7,000円、申立期間⑦は16万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録によると、申立期間当時の申立人を含むA社の被保険者全員について、賞与に係る記録が確認できないことから、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年1月1日まで  
申立期間について、A社B支社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、雇用保険の記録及びA社B支社において申立人と一緒に勤務していたとする同僚の証言により、申立人は、同社B支社に継続して勤務していたと認められる。

また、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によれば、同社B支社は、同社（本社）から昭和49年1月1日付けの分離により、同日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、同社（本社）及び同社B支社に係る双方の被保険者名簿によれば、申立人と同じく同社（本社）において48年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同社B支社において49年1月1日に被保険者資格を取得している者が申立人を含め45人確認できるところ、当該45人のうちの1人の同僚から提出された同社の給料明細書によれば、申立期間に係る厚生年金保険料の控除が確認できる。

さらに、申立期間当時、A社において社会保険事務を担当していたとする者は、「在籍している限り、給与から厚生年金保険料を継続して控除していたので、申立期間に被保険者記録の無い45人についても保険料を控除していたは

ずである。」と証言している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社において申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、前述のとおり、A社B支社は昭和49年1月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立人の被保険者資格は、本来、同日まで同社（本社）において引き続き有すべきものであることから、申立人の同社（本社）における資格喪失日を同年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社（本社）に係る被保険者名簿の昭和48年11月の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和49年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを48年12月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中部（岐阜）厚生年金 事案 8567

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和37年4月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月25日から同年4月2日まで

私は、B事業所（現在は、C事業所。申立期間当時の厚生年金保険適用事業所名は、A事業所）からD事業所（申立期間当時の厚生年金保険適用事業所名は、E事業所）に異動した際の申立期間が厚生年金保険被保険者となっていないので、記録の訂正を申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

C事業所から提出された名簿、同僚の証言及び同僚の記録から判断すると、申立人がB事業所に継続して勤務し（同事業所からD事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人と同時に異動した同僚の記録から、昭和37年4月2日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年2月の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険出張所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は20年8月16日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年8月16日まで  
年金事務所から資格喪失日が分からないA社B工場の厚生年金保険の被保険者記録が見つかったとの連絡があった。

私は、昭和17年4月にA社B工場に入社し、終戦の20年8月15日まで勤務したので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳（以下「旧台帳」という。）、労働者名簿及びA社B工場に係る労働者年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、昭和17年4月1日に被保険者資格を取得し、18年9月に標準報酬月額の改定の記録が記載されているが、資格喪失日が空欄となっている申立人と同姓同名で、かつ生年月日が同日の基礎年金番号に統合されていない労働者年金保険被保険者記録が確認できる。

また、申立人は、A社B工場における業務内容、通勤経路、昭和20年1月\*日の地震及び同年3月の空襲について具体的に記憶していることから、申立人は、申立期間当時、同社B工場に勤務していたことが推認できる。

さらに、オンライン記録により、申立人と同姓同名で、かつ生年月日が同日の被保険者について確認したところ、申立人のほかに見当たらず、当該未統合記録は、申立人の労働者年金保険被保険者記録であると認められる。

一方、当該未統合記録には、前述のとおり資格喪失日が確認できないところ、

申立人は、「昭和 20 年 8 月 15 日の朝、夜勤帰りに、『天皇陛下からお昼に重大発表がある。』という話を聞いた。戦争も終わり、通勤も大変だったので、翌日、退職したい旨を会社に伝え、退職した。」と主張しており、これまでの申立人の具体的な記憶を踏まえて判断すると、申立人は昭和 20 年 8 月 15 日まで A 社 B 工場に勤務していたことが推認できる。

また、A 社 B 工場に係る被保険者名簿における前述の申立人の未統合記録の前後に記載されている被保険者 100 人のうち、被保険者名簿及び旧台帳の双方において、資格喪失日が不明となっている者が 6 人確認できるところ、日本年金機構 C 事務センターは、戦中戦後の混乱及び保険出張所（当時）の合併分割により、一部不明となった可能性は否定できないと回答しており、当時、保険出張所における厚生年金保険の記録の管理が不適切であったと認められる。

なお、申立人の A 社 B 工場における労働者年金保険被保険者資格取得日については、旧台帳及び被保険者名簿において、昭和 17 年 4 月 1 日と記載されているが、同年 4 月及び同年 5 月については、労働者年金保険制度発足前の準備期間であることから、労働者年金保険被保険者として保険料の徴収は行われておらず、年金額の計算の基礎とならない期間となる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社 B 工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 17 年 6 月 1 日、資格喪失日は 20 年 8 月 16 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

## 中部（愛知）国民年金 事案 3746

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

私の国民年金加入手続については、私が短大を卒業した昭和54年4月頃に、母親が実家のあるA市B区役所で行い、国民年金保険料については、私が婚姻（56年2月）するまで母親が送付されてくる納付書により同区役所で定期的に納付してくれていたと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間に係る国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は、送付されてくる納付書によりA市B区役所で定期的に納付していたとするのみで、保険料額、納付方法等については覚えていないとしていることから、申立期間に係る保険料納付状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の婚姻（昭和56年2月\*日）後の同年2月26日に婚姻後の姓で、実家のあるA市B区ではなく同市C区で払い出されており、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続はこの頃に初めて行われたものとみられ、この加入手続の際に、54年4月1日まで遡って国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の住所欄及び氏名欄の記載がいずれも婚姻後のものであることとも符合している。このため、申立人は、申立期間当時において国民年金に未加入であり、申立人に対して納付書が送付されたとは考え難く、母親は、申立期間の国民年金保険料を現年度保険料として納付することはできなかったも

のと考えられる。

さらに、上述の加入手続時期（昭和 56 年 2 月頃）を基準とすると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を過年度保険料として納付することが可能であった。しかし、申立人は、婚姻後に申立期間の保険料を遡って納付した覚えは無いとしていることから申立期間の保険料を過年度保険料として納付していたことをうかがわせる事情を見いだすことはできない。

加えて、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿においても、オンライン記録と同様に申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない。

このほか、母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 中部（石川）国民年金 事案 3747

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から42年3月まで

私は、20歳になったのを契機に、A市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料については、郵送されてきた納付書により同区役所の窓口で、毎月、母親の分と一緒に納付し、手書きの領収書をもらった覚えもある。それにもかかわらず、母親の保険料のみが納付済みとされ、私の保険料が未納とされているのは納付できないので、申立期間について、保険料の納付があったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区役所の窓口で、毎月、母親の分と一緒に国民年金保険料を納付し、手書きの領収書をもらった覚えもあるとしているものの、保険料額については覚えていないとしているほか、申立人が申立期間当時居住していた同市における保険料の納付方法は、国民年金手帳に印紙を貼付し、検認印を受ける印紙検認方式であり、納付周期は3か月単位であったことから、申立人が記憶する納付方法は、申立期間当時の同市における取扱いとは相違する。

また、被保険者台帳管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年度にA市において行われた適用特別対策により職権で昭和42年3月頃に母親と連番で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人に係る国民年金加入手続きが職権で行われ、この加入手続きの際に、38年\*月\*日（20歳到達時）まで遡って国民年金の被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人は、当該加入手続き時点までは国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、前述の職権による加入手続以後において、申立期間の国民年金保険料の全部又は一部については、通常の納付方法であれば、過年度保険料若しくは現年度保険料として、又はその後に実施された特例納付制度を利用する方法であれば、特例納付保険料として申立人が遡って納付することが可能であったところ、母親については、申立期間が含まれる加入手続以前の期間の保険料がこれらの方法により全て遡って納付されたものとみられる。しかし、申立期間の保険料納付に関して、i) 母親については、老齢給付等の受給資格を得るには、その生年月日から保険料納付済期間等が16年間必要であり、加入手続当時、既に45歳である母親は、60歳到達時に受給資格を得るために遡って保険料を納付する必要性があるのに対し、申立人については、受給資格を得るには、保険料納付済期間等が25年間必要であり、加入手続当時、23歳である申立人は、遡って保険料を納付せずとも、その後の保険料を納付するのみで60歳到達時まで受給資格を得られ、母親とは状況が異なること、ii) 申立人は、母親の保険料を遡って納付した記憶は無く、特例納付制度について聞いたことが無いとしているため、加入手続以前の期間の母親に係る保険料を申立人が納付したとする事情は見いだせず、その納付状況の詳細は不明であること、iii) 申立人の主張は、申立期間の保険料を申立期間当時に現年度保険料として遡ることなく納付していたとするものであることを考え合わせると、母親の保険料が納付されていることをもって、申立人が申立期間の保険料を納付していたとまで推認することはできない。

加えて、申立人がA市から転入したC市における国民年金被保険者名簿においても、申立期間の国民年金保険料が納付されていた形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から59年3月まで

私は、昭和56年9月に夫が厚生年金保険に加入した後も国民年金に任意加入し、59年4月に私が厚生年金保険に加入する前月まで夫の両親と3人分の国民年金保険料を納付していた。保険料はA町の「となり組」の班長（集金人）に国民健康保険税、水道代等と併せて納付していたのに、私だけ厚生年金保険に加入する直前の1年間が未納とされている。申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、夫の両親と3人分をA町の「となり組」の班長（集金人）に国民健康保険税、水道代等と併せて納付していたところ、その合計支払額及び保険料の内訳に関する記憶は明確ではないことから、申立期間に係る保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、申立人が所持する年金手帳によると、申立人は、昭和47年4月21日に国民年金の強制加入被保険者として資格を取得し、56年9月1日に任意加入被保険者へ種別を変更し、その後、58年4月2日に任意加入被保険者の資格を喪失していることが確認でき、これら記載内容はオンライン記録とも一致しており不自然な点は見当たらない。任意加入被保険者については、制度上、当該被保険者からの申出がなければ被保険者資格を喪失しないこととされており、同年4月に申立人の被保険者資格を喪失する申出が行われたと推認されることから、申立人は、申立期間において国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金保険料は自身と夫の両親の3人分を班長に納付していたとしているところ、オンライン記録によると、夫の両親については国

民年金制度発足当初の昭和36年4月から60歳に到達するまでの保険料が全て納付されていることが確認できるものの、共に国民年金の強制加入被保険者として納付されたものであり、国民年金に加入している途中で任意加入被保険者となり、その後、被保険者の資格を喪失している申立人とは状況が異なることから、夫の両親の保険料が納付されていることをもって、申立人に係る申立期間の保険料についても納付されていたと推認することはできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月から49年3月まで

私は、昭和41年10月にA市役所で住民登録を行った際に、国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続も行った覚えがあり、私の現在所持している国民健康保険被保険者証の資格取得日が同年10月12日とされていることからその頃に手続を行ったのは間違いない。国民年金保険料の納付書は、国民健康保険税の納付書と一緒に送付されてきたので、同市役所で納付していた。その後、46年秋頃からは夫と同居し、私が保険料を夫婦二人分納付していたのに、夫のみが納付済みとされている。夫の昭和47年度の一部及び48年度の領収書も提出するので申立期間について、保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在所持している国民健康保険被保険者証の資格取得日が昭和41年10月12日とされていることから、その頃に国民年金の加入手続を行ったのは間違いないとして、当該被保険者証の写しを提出している。しかし、国民健康保険と国民年金については、制度が異なるため、必ずしも同時に加入していたと推認することまではできないこと、及びA市によると、国民健康保険税と国民年金保険料の納付書については、一緒に送付することは無かったと思われるとしていることを踏まえると、申立人が所持する国民健康保険証の資格取得日をもって、その同日に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたと認めるまでには至らない。

また、オンライン記録及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年3月又は同年4月頃にA市において払い出されたと推認され、申立人に対し

別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に、申立人が20歳に到達した38年\*月まで遡って国民年金被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立人は、申立期間当時において国民年金に未加入であり、未加入者に納付書が作成、送付されることは無いことから、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものとみられる。

さらに、前述の国民年金加入手続時期（昭和50年3月又は同年4月頃）において、申立期間のうち、41年10月から47年12月までの国民年金保険料については、既に2年の時効が成立しており、申立人が当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみられる上、申立期間のうち、48年1月から49年3月までの保険料は過年度保険料として納付することは可能であったものの、申立人は、保険料を遡って納付した覚えは無いとしていることから、当該期間の保険料を過年度保険料として納付していたとまでは推認することはできない。

加えて、申立人は、昭和46年秋頃からは夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたのに、夫のみが納付済みとされており、自身は未納とされているのは納付できないとして、夫の保険料が現年度保険料として納付されていたことが確認できる47年4月から同年6月までの期間及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料納付書兼領収書並びに昭和48年度国民年金保険料領収書の写しを提出している。しかし、夫については、国民年金手帳記号番号が申立人と同居する前の45年3月頃に既に払い出され、保険料の納付が開始されていることから、上述のとおり、46年秋頃に国民年金に未加入であった申立人とは状況が異なり、夫の納付記録及びこれらの領収書をもって、申立人が申立期間のうち、夫と同居したとする同年秋頃以降の保険料についても納付していたと推認することはできない。

このほか、申立人が申立期間当時居住していたA市の国民年金納付履歴一覧（電算記録）においても、オンライン記録と同様に申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

中部（愛知）厚生年金 事案 8569（愛知厚生年金事案 6517 の再申立て）

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から30年5月21日までのうちの  
12か月

前回の申立てについて、平成23年10月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、申立期間について思い違いをしており、正社員としてA社に勤務していたことは間違いないので、前回の審議結果に納得できない。

再度調査の上、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る当初の申立てについては、同社の同僚の証言により、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるものの、同社は既に解散しており、代表取締役も既に死亡していることから、勤務時期等について確認できない上、他の同僚は、入社から1年後に厚生年金保険の加入となっている旨証言しているほか、同社の当初の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことなどの理由により、既に年金記録確認愛知地方第三者委員会（当時）の決定に基づく平成23年10月19日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「申立期間について思い違いをしており、正社員としてA社に勤務していたことは間違いない。」と主張し、申立期間を、「昭和26年4月1日から28年4月1日まで（24か月）」から「昭和26年4月1日から30年5月21日までのうちの12か月」に変更した上で、再度申立てを行っている。

しかし、申立人が新たに名前を挙げた当時の同僚は既に死亡している上、申立人から新たな関連資料の提示は無く、申立人の申立期間における勤務実態及

び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社の昭和25年7月1日から32年4月1日までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほかに、年金記録確認愛知地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（石川）厚生年金 事案 8570

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月 1 日から 33 年 2 月 5 日まで

私は、昭和 28 年 4 月 1 日から 35 年 5 月まで正社員としてA事業所（現在は、B社）に勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所の複数の同僚の証言及びB社が保管している申立人に係る「労働基準法第 57 条による年令証明書」から判断して、入社日は特定できないものの、申立人が昭和 33 年 2 月 5 日以前からA事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社は、「昭和 43 年に起こった火災により、申立期間当時の資料は焼失しており、当時の事業主も亡くなっているため、申立人の厚生年金保険の取扱いは不明である。」と回答している。

また、申立人と同日の昭和 33 年 2 月 5 日にA事業所の被保険者資格を取得している同僚は、「私がA事業所に入社したのは、中学卒業後の昭和 30 年 4 月である。」と証言している上、申立期間において同事業所に勤務していた複数の同僚が、「私の厚生年金保険の記録は、入社から 2 年ほど空白になっている。」「入社後、2 年間程度厚生年金保険と健康保険には加入していなかった。厚生年金保険と健康保険は、本人の意思によって任意で加入していた。」と証言していることから、申立期間当時、同事業所においては、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを必ずしも励行していなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（静岡）厚生年金 事案 8571

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 6 月 23 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 57 年 6 月から同年 11 月までの A 社の給料支払明細書を確認したところ、給料から厚生年金保険料が 5 か月分控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の記録は 4 か月しかない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書から判断すると、申立人は、申立期間において、A 社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和 57 年 7 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 11 月 21 日に同資格を喪失しており、当該被保険者期間は 4 か月間であるところ、上記給料支払明細書により、同年 6 月から同年 11 月までの 6 か月分の給与から、5 か月分の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できるとともに、申立人は、「昭和 57 年 6 月に A 社に入社した。同年 7 月分の給料支払明細書から保険料が控除されているが、当該保険料は、同年 6 月の保険料であり、同 8 月分の給料支払明細書において保険料が控除されていないのは、同年 11 月分の給与から控除されている 2 か月分の保険料のうちの 1 か月分が、同年 8 月の保険料として充当されているからである。」と主張している。

しかしながら、申立人から提出された昭和 57 年 11 月分給料支払明細書に添付された金融機関の用紙には、「11 月分の社会保険を引かせて戴<sup>いた</sup>きますので」と記載されていることから、同年 11 月分給与から控除された厚生年金保険料は、同年 10 月及び同年 11 月の保険料であったと認められるところ、厚生年金

保険法第 19 条第 1 項によると、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされ、また、同法第 81 条第 2 項によると、「厚生年金保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされており、申立人の A 社における被保険者資格の喪失日は同年 11 月 21 日であることから、同月は被保険者期間とはならず、当該保険料については、事業主が誤って控除したものと考えられることから判断すると、保険料控除が確認できる同年 7 月分及び同年 9 月分から同年 11 月分までの給料支払明細書及び上述の金融機関の用紙における 5 か月分の保険料は、同年 7 月から同年 11 月までの保険料であると考えるのが相当であり、申立期間である同年 6 月の厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、A 社は、申立期間当時の資料を保管していないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8572

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 20 日から 36 年 2 月 28 日まで

申立てに係る脱退手当金を受給した記録になっていることは平成 10 年頃に知ったが、A社を退職したのは、結婚後、夫婦で同じ会社に勤めているのが良くないように思ったため、退職後はすぐに再就職しようと考えていた。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿、B社会保険事務所（当時）が作成した昭和 36 年度脱退手当金整理簿及び申立人の国民年金被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されていることが確認できる。

また、申立てに係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 36 年 6 月 6 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。